

住民税のお知らせ

- 平成26年度から住民税の前納報奨金制度が廃止になります。
- 平成26年度から10年間の臨時措置として住民税の均等割税率が1,000円引き上げられます。
- 問合せ 税務課町民税係 ☎72-6903

3月23日(日)は 那須町長選挙の 投票日です

▼投票日 3月23日(日)

▼投票時間 午前7時～午後8時

▼投票できる方

○平成6年3月24日以前に生まれた方

○平成25年12月17日以前に那須町に転入届をし、引き続き3カ月以上那須町に住居登録をされている方

【期日前投票】

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けない時は、期日前投票ができます。

▼期間 3月19日(木)～3月22日(日)

▼投票時間 午前8時30分～午後8時

▼場所 ゆめプラザ・那須

▼持参するもの 入場券

※入場券は3月18日以降に郵送する予定です。入場券の裏面が宣誓書になっていますので、あらかじめ記入してお持ちいただくことと受け付けが早く済みます。

【滞在地での不在者投票】

仕事や旅行等で町外に滞在する方は、滞在地の選挙管理委員会で

不在者投票ができます。

【指定病院等での不在者投票】

病院や介護施設(都道府県選挙管理委員会指定施設)などに入院、入所されている方はその病院、施設等で不在者投票ができます。

【郵便等による不在者投票】

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方もしくは介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方で、郵便等投票証明書の交付を受けている方は、郵便等による不在者投票ができます。

※郵便等による不在者投票ができる方は、身体障害者手帳等の等級、障害の部位および程度により限られます。また、事前に郵便等投票証明書の交付申請をし、証明書の交付を受けておく必要がありますので、詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。

【選挙人名簿の縦覧】

今回の町長選挙に伴い、新たに選挙人名簿に登録された方について名簿の縦覧を行います。

▼縦覧日 3月18日(火)

▼時間 午前8時30分～午後5時

▼場所 選挙管理委員会(役場4階)

▼問合せ 選挙管理委員会

☎72-6927

あなたの税が未来を拓く 市町村税滞納ぼく減月間2014

収入の確保のみならず、公平な徴収による納税者の信頼を確保するためにも、滞納整理を推進し滞納を防止する必要があります。

そこで、3～5月を「市町村税滞納ぼく減月間 2014」として、県と協働して、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。納期限内の納付をお願いします。

—那須町では税込確保に向け、次のような取り組みを行っています—

納税相談

税金等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告、自宅訪問、勤務先訪問を行います。

財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対する調査や給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか自動車などの差押を行います。

差押後も納付されない場合、差押財産の換価(公売・取立)を行います。

さらに、家宅捜索を行い税金に充てることのできるものを差押する場合があります。

■問合せ 税務課収税係 ☎72-6904

